

中小企業組合の

# 決算関係報告様式集

埼玉県中小企業団体中央会

## 目 次

1. 事業報告書様式例	3
2. 財産目録様式例	7
3. 貸借対照表様式例	11
4. 損益計算書様式例	14
5. 費用配賦表様式例	24
6. 製造原価報告書様式例	25
7. 剰余金処分案様式例	26
8. 損失処理案様式例	27
9. 監査報告書様式例	29
10. 事業計画様式例	31
11. 収支予算（見積損益計算書）様式例	33
12. 資金計画表様式例	38
13. 通常総会議事録様式例	39
14. 理事会議事録様式例	42

※行政庁に提出しなければならない書類は、1. 2. 3. 4. 7又は8. 13の様式例のとおりです。

また、通常総会へ提出する書類は、1～12の様式例のとおりとなっています。

令和 年 月 日

〇 〇 大 臣 〇 〇 〇 〇 } 殿  
〇 〇 局 長 〇 〇 〇 〇 }  
埼 玉 県 知 事 〇 〇 〇 〇 様

組合の住所及び名称

組合を代表する理事の氏名

㊟

## 中小企業等協同組合決算関係書類提出書

中小企業等協同組合法第105条の2第1項の規定により別紙の中小企業等協同組合の決算関係書類を提出します。

### 提 出 書 類

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 剰余金の処分（又は損失の処理の方法）を記載した書面
6. 前各号の書類を提出した通常総会（又は通常総代会）の議事録（又はその謄本）

第

期

令和 年度事業報告書並びに決算報告書

〔 令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで 〕

組合住所 \_\_\_\_\_

組合名 \_\_\_\_\_

代表理事 \_\_\_\_\_

# 1. 事業報告書様式例

(全組合共通、ただし、非出資商工組合では該当しない箇所を削除)

事 業 報 告 書  
自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

## I 事業活動の概況に関する事項

1 事業年度（末日）における主要な事業内容、当該事業年度における事業の経過及びその成果（組合及び組合員をめぐる経済、経営状況、当該事業年度における主要な事業の内容・経過及び成果を事業ごとに記載）

(1) 組合及び組合員をめぐる経済・経営状況

(2) 共同事業の実施状況

- ① 共同購買事業（事業内容と経過の概要、事業の成果を簡潔に記載）
- ② ○○事業（事業内容と経過の概要、事業の成果を簡潔に記載）

2 増資及び資金の借入れその他の資金調達状況（当該事業年度中に新たな資金調達を実施した場合に記載）

資 金 実 績 表

資金運用実績		資金調達実績			
1	固定資産投資	×××	1 増資	×××	
2	借入金返済額	×××	2 借入金	×××	
3	出資・利用分量配当金	××	3 当期純利益金額	××	
4	○○○	×××	4 減価償却費	×××	
5	差引運用資金の増減	×××	5 ○○○	×××	
資金運用合計		××××	資金調達合計		××××

3 設備投資の状況（当該事業年度中に設備投資を実施した場合に記載）

- ① 組合会館・組合事務所 各○箇所
- ② 工場・倉庫 各○箇所
- ③ 駐車場 各○箇所

4 業務提携等重要事項の概要（業務上の提携、子会社にする会社の株式又は持分の取得、事業全部又は一部の譲渡又は譲受け・合併・その他の組織再編成があった場合に、その状況を記載）

5 直前3事業年度の財産及び損益の状況（当該事業年度は含まない）

項 目	前 期	前前期	前前前期
資産合計	×××	×××	×××
純資産合計	××	××	××
事業収益合計	×××	×××	×××
当期純利益金額	×	×	×

6 対処すべき重要な事項・組合の現況に関する重要な事項（組合が対処すべき課題等、組合の現状に関する状況の中で重要な事項がある場合に記載）

II 運営組織の状況に関する事項

1 総会の開催状況（当該事業年度中に開催した総会の状況（開催日時、出席組合員数、出席理事・監事数、出席方法、主な議案の議決状況等）を記載）

2 理事会の開催状況（当該事業年度中に開催した理事会の状況（開催日時、出席理事・監事数、出席方法、主な議案の議決状況等）を記載）

3 委員会・部会等の開催状況（当該事業年度中に開催した委員会・部会等の状況（開催日時、出席者数、主な議題等）を記載）

4 組合員数及び出資口数の増減

（1口金額〇〇〇円）

	前年度末	増 加	減 少	本年度末
組合員数	名	名	名	名
出資口数	口	口	口	口
出資総額	円	円	円	円

5 役員に関する事項

(1) 役員の氏名及び職制上の地位及び担当

地 位	氏 名	担 当

(2) 兼務役員についての重要な事実（組合の役職以外に就いている外部会社等における役職、ただし員内役員については、組合にあっては組合員企業における役職、連合会にあっては会員組合における役職、所属員企業における役職を除く）

地 位	氏 名	兼務役員の状況（会社名と役職）

(3) 辞任した役員の氏名

地 位	氏 名	退任月日・退任事由

## 6 職員の状況及び業務運営組織図

### (1) 職員の状況

	前期末	当期増加	当期減少	当期末
人 数	人	人	人	人
平 均 年 齢	歳	歳	歳	歳
平均勤続年数	年	年	年	年

### (2) 組織図

### (3) 組合と協力関係にある組合員が構成する組織の概要

組織の名称	組織の目的と活動（事業）概要

## 7 施設の設置状況（主たる事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の種類の主要な施設の名称及び所在地等）

施設の名称	施設の概要	所在地

## 8 重要な子会社（子法人、関連会社）の状況（商号（名称）、代表者名、所在地、資本金額、当該子会社に対する組合の議決権比率、主な事業内容）

## 9 組合の運営組織の状況に関する重要な事項

## Ⅲ その他組合の状況に関する重要な事項

### 中協法規則に規定されている事業報告書の記載事項

#### ○組合の事業活動の概況に関する事項

- 一 当該事業年度の末日における主要な事業内容
- 二 当該事業年度における事業の経過及びその成果
- 三 当該事業年度における次に掲げる事項についての状況（重要なものに限る。）
  - イ 増資及び資金の借入れその他の資金調達（共済事業を行う組合については、共済掛金として受け入れたものを除く。）
  - ロ 組合が所有する施設の建設又は改修その他の設備投資
  - ハ 他の法人との業務上の提携
  - ニ 他の会社を子会社とすることとなる場合における当該他の会社の株式又は持分の取得又は処分
  - ホ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け、合併（当該合併後当該組合が存続するものに限る。）その他の組織の再編成
- 四 直前3事業年度（当該事業年度の末日において3事業年度が終了していない組合にあっては、成立後の各事業年度）の財産及び損益の状況
- 五 対処すべき重要な課題
- 六 前各号に掲げるもののほか、当該組合の現況に関する重要な事項

#### ○組合の運営組織の状況に関する事項

- 一 前事業年度における総会の開催状況に関する次に掲げる事項

- イ 開催日時
- ロ 出席した組合員（又は総代）の数
- ハ 重要な事項の議決状況
- 二 組合員に関する次に掲げる事項
  - イ 組合員の数及びその増減
  - ロ 組合員の出資口数及びその増減
- 三 役員（直前の通常総会の日の翌日以降に存在していた者であって、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる事項
  - イ 役員の氏名
  - ロ 役員の当該組合における職制上の地位及び担当
  - ハ 役員が他の法人等の代表者その他これに類する者であるときは、その重要な事実
  - ニ 当該事業年度中に辞任した役員があるときは、次に掲げる事項
    - (1) 当該役員の氏名
    - (2) 法第 36 条の 3 第 3 項において準用する会社法第 345 条第 1 項の意見があったときは、その意見の内容
    - (3) 法第 36 条の 3 第 3 項において準用する会社法第 345 条第 2 項の理由があるときは、その理由
- 四 職員の数及びその増減その他の職員の状況
- 五 業務運営の組織に関する次に掲げる事項
  - イ 当該組合の内部組織の構成を示す組織図（事業年度の末日後に変更があった場合には、当該変更事項を反映させたもの。）
  - ロ 当該組合と緊密な協力関係にある組合員が構成する組織がある場合には、その主要なものの概要
- 六 施設の設置状況に関する次に掲げる事項
  - イ 主たる事務所、従たる事務所及び組合が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所在地
  - ロ 共済事業を行う組合にあつては、法第 9 条の 7 の 5 第 1 項に規定する共済代理店に関する次に掲げる事項
    - (1) 共済代理店の数及び増減
    - (2) 新たに共済代理店となった者の商号、名称又は氏名及び所在地
- 七 子会社の状況に関する次に掲げる事項
  - イ 子会社の区分ごとの重要な子会社の商号又は名称、代表者名及び所在地
  - ロ イに掲げるものの資本金の額、当該組合の保有する議決権の比率及び主要な事業内容その他の子会社の概況
  - ハ 前各号に掲げるもののほか、当該組合の運営組織の状況に関する重要な事項

○その他組合の状況に関する重要な事項



## 2. 財産目録様式例

財 産 目 録  
令和 年 月 日

(円)

一 資 産 の 部

I 流動資産

1 現金及び預金

(1) 現金			×××		
(2) 預金	①当座預金	〇〇口	×××		
	②普通預金	〇〇口	×××		
	③定期預金	〇〇口	<u>×××</u>	計	×××

2 受取手形

(1) 約束手形	〇〇通				×××
----------	-----	--	--	--	-----

3 売掛金

(1) 組合員売掛金	〇〇口		×××		
(2) 外部売掛金	〇〇口		<u>×××</u>	計	×××

4 短期有価証券

(1) 売買目的有価証券	〇〇株		×××		
(2) 満期保有目的有価証券	割引商工債券		×××		
(3) その他有価証券			<u>×××</u>	計	×××

5 商品、製品、原材料等

(1) 商品	〇〇品		×××		
(2) 貯蔵品	〇〇品		<u>×××</u>	計	×××

6 前渡金

(1) 組合員前渡金	〇〇口		×××		
(2) 外部前渡金	〇〇口		<u>×××</u>	計	×××

7 前払費用

借入利息未経過分 ××

8 未収収益

貸付利息未収分 ××

9 貸付金

(1) 証書貸付金	〇〇口		×××		
(2) 手形貸付金	〇〇口		×××		
(3) 手形割引貸付金	〇〇口		<u>×××</u>	計	×××

10 繰延税金資産

××

11 その他の短期資産

(1) 立替金			××		
(2) 仮払金			××		
(3) 未収賦課金	〇〇口		×××		
(4) 未収消費税等			<u>×××</u>	計	×××

12 貸倒引当金

△×××

流動資産計

××××

II 固定資産

i 有形固定資産

1 建物及び建物付属設備

	取得価額	償却累計額	期末簿価		
(1) 建物					
① 事務所	×××	×××	×××		
② 工場	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	計	×××
(2) 建物付属設備	×××	×××			×××
2 構築物	×××	×××			×××
3 機械及び装置	×××	×××			×××
4 車両運搬具	×××	×××			×××

5	工具、器具及び備品	×××	×××		×××
6	土地 ○○市○○町○○	事務所敷地			×××
7	建設仮勘定				<u>×××</u>
	有形固定資産計				××××
ii	無形固定資産	取得価額	償却累計額		
1	特許権	×××	×××		×××
2	借地権 ○○市○○町○○	工場敷地			×××
3	商標権	×××	×××		×××
4	ソフトウェア	×××	×××		×××
5	電話加入権				<u>×××</u>
	無形固定資産計				××××
iii	外部出資その他の資産				
1	外部出資金				
(1)	○○連合会出資金	○○口		×××	
(2)	関係先出資金	○○口		×××	計×××
2	子会社出資金	○○口			×××
3	長期保有有価証券				
(1)	満期保有目的有価証券	利付商工債券		×××	
(2)	商工中金株式	○○株		×××	
(3)	その他有価証券			×××	計×××
4	差入保証金・敷金				×××
5	長期前払費用				
(1)	未経過保険料			×××	
(2)	未経過支払利息			×××	
(3)	未経過賃貸料			×××	計×××
6	長期繰延税金資産				×××
7	その他の資産				
(1)	特定引当資産	○○預金	○○口		×××
8	貸倒引当金				△×××
	外部出資その他の資産計				<u>××××</u>
	固定資産計				××××
III	繰延資産				
1	創立費	総支出額	×××	償却累計額	×××
2	開業費	総支出額	×××	償却累計額	×××
3	施設負担金	総支出額	×××	償却累計額	×××
	繰延資産計				<u>××××</u>
	資産合計				×××××

## 二 負債の部

I	流動負債				
1	支払手形				
(1)	支払手形○○事業	○○通			×××
2	買掛金				
(1)	買掛金 ○○事業	○○口			×××
3	前受金				
(1)	組合員前受金	○○口		×××	
(2)	前受○○金	○○口		<u>×××</u>	計×××
4	転貸借入金				
(1)	商工中金○○支店	○○口		×××	
(2)	○○銀行○○支店	○○口		<u>×××</u>	計×××
5	短期借入金				
(1)	商工中金○○支店	○○口		×××	

(2) ○○銀行○○支店	○○口	×××	計×××
6 未払金			
(1) 未払○○金		×××	
(2) 未払配当金 利用分量配当金	○○口	×××	
(3) 未払持分 ○年度分	○○口	×××	計×××
7 預り金			
(1) 組合員預り金 ○○事業	○○口	×××	
(2) 役職員預り金 源泉所得税	○○口	×××	計×××
8 未払法人税等			×××
9 未払消費税等			×××
10 未払費用			
(1) 未払○○料		×××	
(2) 未払支払利息 借入金利子経過分		×××	計×××
11 前受収益			
(1) 前受貸付利息 貸付利息未経過分		×××	
(2) 前受手数料 ○○手数料未経過分		×××	計×××
12 仮受賦課金 教育情報事業賦課金次期繰越事業分			×××
13 繰延税金負債			×××
14 その他短期負債			×××
流動負債計			××××

## II 固定負債

1 長期借入金			
(1) 商工中金○○支店	○○事業	×××	
(2) ○○銀行○○支店	○○事業	×××	計×××
2 都道府県等借入金	○○事業		×××
3 組合員長期借入金	○○事業		×××
4 長期未払金	○○事業		×××
5 長期繰延税金負債			×××
6 退職給与引当金			×××
固定負債計			××××
負債合計			×××××

## 三 正味資産の部

I 正味資産	××××
--------	------

### (注)

- 時価評価による組合正味資産の価格は××××である。  
 なお、時価評価額の計算は、土地については固定資産税評価額倍率方式を採用し、建物等については簿価から過去の減価償却不足累計額を控除した額にした。  
 平成○○年度土地固定資産税評価額 ××××  
 土地時価相当額 ××××  
 (固定資産税評価額を時価の○○%程度とみて、固定資産税評価額を○○%で除して時価評価額に還元する方法を行った。)  
 ※ 土地の時価評価の方法には、本例のほか、相続税評価額や公示価額を基準とする方法、不動産鑑定士の鑑定による方法などがある。  
 平成○○年度建物等期末帳簿価額 ××××  
 減価償却不足累計額 ××××  
 差引建物等時価相当額 ××××
- 固定資産△△△の償却累計額の中には、次のものが含まれる。  
 減価償却累計額 ×××  
 減損損失累計額 ×××  
 圧縮記帳繰入額 ×××
- 土地の場合は土地の取得価額から控除した圧縮記帳繰入額 ××××

(作成上の留意事項)

- (1) 財産目録は、貸借対照表と同一科目を使用すること。
- (2) 単位の円表示に代えて¥マークを使用することができる。他の決算諸表についても同様である。
- (3) 貸倒引当金は、個々の主たる勘定ごとに控除して示すことができる。
- (4) 繰延税金資産及び繰延税金負債（長期を含む。）の科目については、税効果会計を適用した場合に使用する（貸借対照表において同じ）。

中協法規則上の財産目録に関する規定

中協法規則において、財産目録については次のとおり規定されている。

(財産目録)

第 82 条 法第 40 条第 2 項（法第 69 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により各事業年度ごとに組合が作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

2 前項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

- 一 資産
- 二 負債
- 三 正味資産

3 資産の部又は負債の部の各項目は、当該項目に係る資産又は負債を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

4 第 2 項の規定にかかわらず、共済事業を行う組合は、当該組合の財産状態を明らかにするため、同項第一号及び第二号について、適切な部又は項目に分けて表示しなければならない。

(資産の評価)

第 129 条 資産については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。

2 償却すべき資産については、事業年度の末日（事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下この款において同じ。）において、相当の償却をしなければならない。

3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。

- 一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産（当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。）事業年度の末日における時価
- 二 事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産 その時の取得原価から相当の減額をした額

4 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。

5 債権については、その取得価額が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格を付すことができる。

6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

- 一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より低い資産
- 二 市場価格のある資産（子会社の株式及び持分並びに満期保有目的の債券を除く。）
- 三 前二号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な資産

(負債の評価)

第 130 条 負債については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。

2 次に掲げる負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

一 次に掲げるもののほか将来の費用又は損失（収益の控除を含む。以下この号において同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金

イ 退職給付引当金（使用人が退職した後当該使用人に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産の支給をする場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。）

ロ 返品調整引当金（常時、販売する棚卸資産につき、当該販売の際の価額による買戻しに係る特約を結んでいる場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。）

二 前号に掲げる負債のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な負債

### 3. 貸借対照表様式例

#### 貸借対照表

令和 年 月 日

(円)

(一 資産の部)		(二 負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
1 現金及び預金	×××	1 支払手形	×××
2 受取手形	×××	2 買掛金	×××
3 売掛金	×××	3 前受金	×××
4 短期有価証券	×××	4 転貸借入金	×××
5 商品、製品、原材料等	×××	5 短期借入金	×××
6 前渡金	×××	6 未払金	×××
7 前払費用	×××	7 預り金	×××
8 未収収益	×××	8 未払法人税等	×××
9 貸付金	×××	9 未払消費税等	×××
10 繰延税金資産	×××	10 未払費用	×××
11 その他の短期資産	×××	11 前受収益	×××
12 貸倒引当金	<u>△×××</u>	12 仮受賦課金	×××
流動資産計	××××	13 繰延税金負債	×××
		14 その他の短期負債	<u>×××</u>
		流動負債計	××××
II 固定資産		II 固定負債	
i 有形固定資産	×××	1 長期借入金	×××
1 建物及び建物付属設備	×××	2 都道府県等借入金	×××
2 構築物	×××	3 組合員長期借入金	×××
3 機械及び装置	×××	4 長期未払金	×××
4 車両運搬具	×××	5 長期繰延税金負債	×××
5 工具、器具及び備品	×××	6 退職給与引当金	<u>×××</u>
6 土地	×××	固定負債計	××××
7 建設仮勘定	<u>×××</u>		
有形固定資産計	××××	負債合計	×××××
ii 無形固定資産			
1 特許権	×××	(三 純資産の部)	
2 借地権	×××	I 組合員資本	
3 商標権	×××	i 出資金	××××
4 ソフトウェア	×××	ii 未払込出資金	<u>△×××</u>
5 電話加入権	×××	出資金計	××××
6 その他の無形固定資産	<u>×××</u>	iii 資本剰余金	
無形固定資産計	×××	1 資本準備金	
iii 外部出資その他の資産		(1) 加入金	×××

1 外部出資金	×××	(2) 増口金	<u>×××</u>
2 長期保有有価証券	×××	資本準備金計	××××
3 差入保証金・敷金	×××	2 その他資本剰余金	
4 長期前払費用	×××	(1) 出資金減少差益	<u>×××</u>
5 長期繰延税金資産	×××	資本剰余金計	××××
6 その他の資産	×××	iv 利益剰余金	
(1) 特定引当資産	×××	1 利益準備金	×××
7 貸倒引当金	△×××	2 その他利益剰余金	
外部出資その他の資産計	<u>××××</u>	(1) 教育情報費用繰越金	×××
固定資産計	×××××	(2) 組合積立金	
III 繰延資産		①特別積立金	×××
1 創立費	×××	②〇周年記念事業積立金	×××
2 開業費	×××	③役員退職給与積立金	<u>×××</u>
3 施設負担金	<u>×××</u>	組合積立金計	××××
繰延資産計	××××	(3) 当期未処分剰余金	
資産合計	<u>×××××</u>	又は当期未処理損失金	
		①当期純利益金額	×××
		又は当期純損失金額	(△×××
		②前期繰越剰余金	<u>×××</u>
		又は前期繰越損失金	(△×××
		当期未処分剰余金	×××
		又は当期未処理損失金計	(△×××
		その他利益剰余金計	<u>×××</u>
		利益剰余金計	<u>××××</u>
		組合員資本計	××××
		II 評価・換算差額等	
		1 その他有価証券評価差額金	×××
		2 その他評価・換算差額等	
		(1) 脱退者持分払戻勘定	△×××
		評価・換算差額等計	<u>×××</u>
		純資産合計	<u>××××</u>
		負債及び純資産合計	<u>×××××</u>

(注)

1 重要な会計方針

- ① 棚卸資産は、取得原価基準による最終原価法によった。
- ② 満期保有目的債券は、償却原価法によった。
- ③ その他有価証券は、期末時価で評価し評価差額を、純資産の部その他有価証券評価差額金へ金額資本直入した。繰延税金資産は回収可能性が乏しいため計上しない。
- ④ 固定資産の減価償却は、建物及び無形固定資産は定額法、建物付属設備・構築物・機械及び装置・自動車陸上運搬具・工具器具及び備品は定額法によっている。
- ⑤ 退職給与引当金は、職員の期末退職給与要支給額を計上している。
- ⑥ 長期請負工事については、工事進行基準を適用している。

## 2 貸借対照表

① 受取手形割引高		××××円
② 受取手形裏書譲渡高		××××円
③ 保証債務残高	〇〇口	××××円
④ 担保提供資産価額	土地	××××円
	建物	××××円
⑤ 有形固定資産減価償却累計額		××××円
⑥ 減損損失累計額	土地	××××円
⑦ 圧縮記帳処理額	土地	××××円
	建物・設備	××××円

## 3 会計方針の変更

- ① 商品については、従来〇〇法によっていたが、当期〇〇法に変更した。この変更により購買事業費は××××円増加（減少）した。
- ② 機械及び装置については、従来〇〇法によっていたが、当期〇〇法に変更した。この変更により生産・加工事業費は、××××円増加（減少）した。

### （作成上の留意事項）

- (1) 年度末に脱退する組合員がある場合は、当該出資金を未払金に計上し、期末出資金に対する出資口数を事業報告書の期末の出資口数に合致させ、期末出資金について変更登記を行う必要がある。
- (2) 特定引当資産については、信託預金、定期預金等その資産の実在を示す科目をもって掲記し、引当資産である旨を脚注に表示することができる。
- (3) 減価償却費、減損損失について、間接法を採用している場合には、個々の有形固定資産の取得価額から控除する形式で表示する。

個々の有形固定資産の取得価額	×××
個々の有形固定資産の減価償却累計額	×××
個々の有形固定資産の減損損失累計額	×××
個々の有形固定資産の圧縮記帳繰入額	×××
- (4) 未払込出資金のない組合は、払込出資金、未払込出資金の表示をせずに、出資金のみの表示でよい。
- (5) 脚注事項は、できるだけその内容が明らかになるよう記載すること。
- (6) 財産目録の作成上の留意事項も参照のこと。
- (7) 本様式は勘定式であるが、報告式によることができる。

## 中協法規則の貸借対照表に関する規定

### （通則）

第 83 条 貸借対照表等（法第 40 条第 1 項に規定する組合の成立の日における貸借対照表、各事業年度ごとに組合が作成すべき貸借対照表（法第 40 条第 2 項（法第 69 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する貸借対照表をいう。以下この款及び第 11 節において同じ。）及び連結貸借対照表をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

### （貸借対照表等の区分）

第 84 条 貸借対照表等は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

- 一 資産
  - 二 負債
  - 三 純資産
- 2 資産の部又は負債の部の各項目は、当該項目に係る資産又は負債を示す適当な名称を付さなければならない。
  - 3 連結組合が 2 以上の異なる種類の事業を営んでいる場合には、連結貸借対照表の資産の部及び負債の部は、その営む事業の種類ごとに区分することができる。

## 4. 損益計算書様式例

### ① 損益計算書様式例 1

事業別損益計算書を必要としない組合を対象にした様式例

### 損 益 計 算 書

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

(円)

(三 事業費用の部)				(一 事業収益の部)	
I 販売事業費用				I 販売事業収益	
1 売上原価				1 売上高	
(1) 期首棚卸高	××			(1) 外部売上高	××
(2) 当期仕入高	××			(2) 組合員売上高	××
(3) 期末棚卸高	<u>△××</u>	××		(3) 受取手数料	<u>××</u> ××
2 販売費				2 その他販売収益	
(1) ○○○費	××			(1) 広告宣伝収入	××
(2) ○○○費	<u>××</u>	<u>××</u>		(2) 受取出品料	<u>××</u> <u>××</u>
計		×××		計	×××
II 購買事業費用				II 購買事業収益	
1 売上原価				1 売上高	
(1) 期首棚卸高	××			(1) 組合員売上高	××
(2) 当期仕入高	××			(2) 外部売上高	××
(3) 期末棚卸高	<u>△××</u>	××		(3) 受取手数料	<u>××</u> ××
2 購買費				2 その他購買収益	
(1) ○○○費	××			(1) ○○○収入	××
(2) ○○○費	<u>××</u>	<u>××</u>		(2) ○○○収入	<u>××</u> <u>××</u>
計		×××		計	×××
III 金融事業費用				III 金融事業収益	
1 転貸支払利息	<u>××</u>	××		1 受取貸付利息	××
2 金融費				2 受取貸付手数料	××
(1) ○○○費	××			3 その他金融収益	
(2) ○○○費	<u>××</u>	<u>××</u>		(1) 受取保証料	××
計		××		(2) ○○○収入	<u>××</u> <u>××</u>
IV 生産・加工事業費用				計	××
1 売上原価				IV 生産・加工事業収益	
(1) 期首棚卸高	××			1 売上高	
(2) 当期製品製造原価	××			(1) 組合員売上高	××
(3) 期末棚卸高	<u>△××</u>	××		(2) 外部売上高	××
2 生産・加工費				(3) 受取手数料	<u>××</u> ××
(1) ○○○費	××			2 その他生産・加工収益	
(2) ○○○費	<u>××</u>	<u>××</u>		(1) 受取受注手数料	××
計		××		(2) ○○○収入	<u>××</u> <u>××</u>
V 施設事業費用				計	××
1 施設減価償却費	××			V 施設事業収益	
2 施設借入支払利息	××	××		1 受取施設利用料	××



3	施設費	<u>××</u>	2	施設負担金収入	××
	計	××	3	減価償却負担金収入	××
VI	保管・運送事業費用		4	利子負担金収入	<u>××</u>
1	保管費	××		計	××
2	運送費	<u>××</u>	VI	保管・運送事業収益	
	計	××	1	受取保管料	××
VII	検査・試験・開発事業費用		2	受取運送料	<u>××</u>
1	検査費	××		計	××
2	試験研究費	××	VII	検査・試験・開発事業収入	
3	研究開発費	<u>××</u>	1	受取検査料	××
	計	××	2	受取試験料	××
VIII	教育情報事業費用		3	試験開発負担金収入	<u>××</u>
1	講習会費	××		計	××
2	視察費	××	VIII	教育情報事業収益	
3	情報提供費	<u>××</u>	1	教育情報賦課金収入	××
	計	××	2	仮受賦課金繰入・戻入	××
IX	福利厚生事業費用		3	教育情報費用繰越金取崩	××
1	親睦会費	××	4	教育事業参加料収入	<u>××</u>
2	慶弔費	<u>××</u>		計	××
	計	××	IX	福利厚生事業収益	
X	保険業務代理・代行事業費用		1	福利厚生事業参加料収入	<u>××</u>
1	支払団体保険料	××	X	保険業務代理・代行事業収益	
2	支払団体保険金	××	1	団体保険料収入	××
3	支払団体保険配当金	<u>××</u>	2	団体保険金収入	××
	計	××	3	団体保険配当金収入	××
XI	○周年記念事業費		4	受取事務手数料	<u>××</u>
1	記念式典費	××		計	××
2	記念出版物費	××	XI	○周年記念事業収入	
3	記念祝賀会費	<u>××</u>	1	記念事業参加料収入	××
	計	××	2	○周年記念事業積立金取崩	××
XII	貸倒引当金繰入	<u>××</u>	3	記念事業雑収入	<u>××</u>
				計	××
事業費用合計		×××	事業収益合計		×××
事業総利益金額		×××			
又は事業総損失金額		(△×××)		(二 賦課金等収入の部)	
	(四 一般管理費の部)		XII	賦課金等収入	
XIII	一般管理費		1	賦課金収入(平等割)	××
1	人件費		2	賦課金収入(差等割)	××
(1)	役員報酬	××	3	特別賦課金等収入	××
(2)	職員給料	××	4	参加料収入	××
(3)	福利厚生費	××	5	負担金収入	<u>××</u>
	(法定福利費、厚生費)		賦課金等収入合計		×××
(4)	退職金、退職金共済掛金			(五 事業外収益の部)	
		××	XIII	事業外収益	
(5)	退職給与引当金繰入	××			

(6) 退職給与引当金戻入	△××	
(7) 役員退職金	××	
(8) 役員退職給与積立金取崩		×××
	<u>△××</u>	×××
2 業務費		
(1) 教育研究費、研究開発費、新聞図書費	××	
(2) 旅費交通費、通信費	××	
(3) 会議費	××	
(総会費、理事会費、部・委員会費、 支部会議費)	××	
(4) 消耗品費、事務用品費、印刷費、 器具備品費	××	
(5) 賃借料、支払家賃、支払保険料、 水道光熱費、修繕費、車両費、 コンピュータ関係費	××	
(6) 支払手数料、関係団体負担金、交際費、 雑費	××	
(7) 減価償却費、借家権償却	<u>××</u>	×××
3 諸税負担金		
(1) 租税公課	××	
(2) 消費税等	<u>××</u>	<u>×××</u>
一般管理費合計		<u>××××</u>
事業利益金額又は事業損失金額		<u>×××</u> ( <u>△×××</u> )

(六 事業外費用の部)

XIV 事業外費用		
1 支払利息		××
2 手形売却損		××
3 為替差損		××
4 創立費償却		××
5 繰延消費税等償却		××
6 貸倒引当金繰入		××
7 貸倒損失		××
8 雑損失		××
9 寄付金		××
10 貸倒引当金繰入		<u>××</u>
事業外費用合計		×××
経常利益金額又は経常損失金額		×××
		(△×××

1 受取利息	××
2 受取外部出資配当金	××
3 為替差益	××
4 協賛金収入	××
5 加入手数料収入	××
6 事業経費補助金収入	××
7 過怠金収入	××
8 雑収入	<u>××</u>
事業外収益合計	×××
(七 特別利益の部)	
XIV 特別利益	
1 固定資産売却益	××
2 補助金収入	××
3 貸倒引当金戻入	××
4 未払法人税等戻入	××
5 前期損益修正益	××
6 特別積立金取崩	××
7 その他特別利益	<u>××</u>
特別利益合計	×××

(八 特別損失の部)

XV 特別損失	
1 固定資産売却損	××
2 固定資産除却損	××
3 固定資産圧縮損	××
4 災害損失	××
5 前期損益修正損	××
6 減損損失	××
7 その他特別損失	<u>××</u>
特別損失合計	×××
税引前当期純利益金額	×××
又は税引前当期純損失金額	(△×××)
XVI 税等	
1 法人税等	××
2 法人税等調整額	<u>××</u>
税等合計	××
当期純利益金額又は当期純損失金額	
	<u>×××</u>
	( <u>△×××</u> )

(作成上の留意事項)

- (1) 事業別に費用収益を対応表示する場合に、事業の間接的な経費は、各事業ごとの費用として表示することが望ましいが、事業規模が小さく事業の間接的な経費を区分することが重要でない場合は、これらを一般管理費に含めて表示しても差し支えない。
- (2) 事業の間接的な経費を一般管理費に含めて処理している場合に、期末においてこれらを各事業費に振り替える場合に、各費目ごとに振替額を振り替える方法に代えて、一般管理費の区分に「事業費へ振替え」欄を設けて各費目を総括した表示を用いることができる。
  - 4 事業費へ振替え
    - (1) 販売費へ振替え △××
    - (2) 購買費へ振替え △××
    - (3) 金融費へ振替え △××
    - (4) 生産・加工費へ振替え △××

なお、この場合の各事業費への振替額は、事業別損益計算書の作成に当たって用いる費用配賦表により算出される総合的な配賦額とは異なり、各費目から各事業費へ振り替えるものを合計して表示するものであるから、主要な項目を対象にして差し支えない。
- (3) 貸倒損失が発生した場合は、貸倒損失発生額を事業費又は事業外費用に計上し、貸倒引当金の戻入は行わない。貸倒引当金は期末に差額補充法により処理する。
- (4) 本様式は勘定式であるが、報告式によることができる。

② 損益計算書様式例 2

事業別損益計算書を必要としている組合を対象にした様式例

		損 益 計 算 書				
		自 令和	年 月 日	至 令和	年 月 日	
						(円)
(三 事業費用の部)		(一 事業収益の部)				
I 販売事業費用				I 販売事業収益		
1 売上原価				1 売上高		
(1) 期首棚卸高	××			(1) 外部売上高	××	
(2) 当期仕入高	××			(2) 組合員売上高	××	
(3) 期末棚卸高	<u>△××</u>	××		(3) 受取手数料	<u>××</u>	×××
2 販売費				2 その他販売収益		
(1) 配賦経費	××			(1) 販売雑収入	××	
(2) 手形売却損	××			(2) ○○○収入	<u>××</u>	<u>×××</u>
(3) 貸倒引当金繰入	<u>××</u>	<u>×××</u>		計		×××
3 販売事業利益			××	II 購買事業収益		
又は販売事業損失			(△××)	1 売上高		
II 購買事業費用				(1) 組合員売上高	××	
1 売上原価				(2) 外部売上高	××	
(1) 期首棚卸高	××			(3) 受取手数料	<u>××</u>	×××
(2) 当期仕入高	××			2 その他購買収益		
(3) 期末棚卸高	<u>△××</u>	××		(1) 購買雑収入	××	
2 購買費				(2) ○○○収入	<u>××</u>	<u>×××</u>
(1) 配賦経費	××			計		×××
(2) 手形売却損	××			III 金融事業収益		
(3) 貸倒引当金繰入	<u>××</u>	<u>××</u>		1 受取貸付利息	××	
3 購買事業利益			××	2 受取貸付手数料	<u>××</u>	×××
又は購買事業損失			(△××)	3 その他金融収益		
III 金融事業費用				(1) 金融受取利息	××	
1 転貸支払利息	<u>××</u>	××		(2) ○○○収入	<u>××</u>	<u>×××</u>
2 金融費				計		×××
(1) 担保設定料	××			IV 生産・加工事業収益		
(2) 配賦経費	××			1 売上高		
(3) 金融支払利息	××			(1) 外部売上高	××	
(4) 貸倒引当金繰入	<u>××</u>	<u>××</u>		(2) 組合員売上高	××	
3 金融事業利益			××	(3) 受取手数料	<u>××</u>	××
又は金融事業損失			(△××)	2 その他生産・加工収益		
IV 生産・加工事業費用				(1) 生産・加工雑収入	××	
1 売上原価				(2) ○○○収入	<u>××</u>	<u>×××</u>
(1) 期首棚卸高	××			計		×××
(2) 当期製品製造原価	××			V その他事業収益		
(3) 期末棚卸高	<u>△××</u>	×××		1 受取施設利用料		××
2 生産・加工費				2 受取保管料		××
(1) 配賦経費	××			3 受取検査料		××
(2) ○○○費	××			4 受取運送料		<u>××</u>

(3) 貸倒引当金繰入	<u>××</u>	×××	5 教育情報賦課金収入	××
3 生産・加工事業利益		××	6 教育情報費用繰越金取崩	××
又は生産・加工事業損失		(△××)	7 仮受賦課金繰入・戻入	××
V その他事業費用			8 福利厚生事業収入	××
1 施設事業費		××	9 ○周年記念事業積立金取崩	<u>××</u>
2 保管事業費		××	計	×××
3 検査事業費		××	事業収益合計	×××
4 運送事業費		××	(二 賦課金等収入の部)	
5 教育情報事業費		××	VI 賦課金等収入	
6 研究開発事業費		××	1 賦課金収入 (平等割)	××
7 福利厚生事業費		××	2 賦課金収入 (差等割)	××
8 ○周年記念事業費		××	3 特別賦課金等収入	××
9 貸倒引当金繰入		××	4 参加料収入	××
〔 施設費、保管費、検査費、運送費、教育 情報費、研究開発費、組合員福利厚生費、 ○周年記念事業費には、配賦経費の配賦 を行わない方法を選択した。 〕			5 負担金収入	<u>××</u>
			賦課金等収入合計	×××
			(五 事業外収益の部)	
事業費用合計		×××	VII 事業外収益	
事業総利益金額		×××	1 受取利息	××
又は事業総損失金額		(△×××)	2 受取外部出資配当金	××
			3 為替差益	××
(四 一般管理費の部)			4 協賛金収入	××
VI 一般管理費			5 加入手数料収入	××
1 人件費			6 事業経費補助金収入	××
(1) 役員報酬	××		7 雑収入	<u>××</u>
(2) 職員給料	××		事業外収益合計	×××
(3) 福利厚生費 (法定福利費、厚生費)			(七 特別利益の部)	
	××		XIV 特別利益	
(4) 退職金、退職金共済掛金	××		1 固定資産売却益	××
(5) 退職給与引当金繰入	××		2 補助金収入	××
(6) 退職給与引当金戻入	△××		3 貸倒引当金戻入	××
(7) 役員退職金	××		4 未払法人税等戻入	××
(8) 役員退職給与積立金取崩			5 前期損益修正益	××
	<u>△××</u>	×××	6 特別積立金取崩	××
2 業務費			7 その他特別利益	<u>××</u>
(1) 教育研究費、研究開発費、新聞図書費			特別利益合計	×××
	××			
(2) 旅費交通費、通信費	××			
(3) 会議費	××			
(総会費、理事会費、部・委員会費、 支部会議費)	××			
(4) 消耗品費、事務用品費、印刷費、 器具備品費	××			
(5) 賃借料、支払家賃、支払保険料、				

水道光熱費、修繕費、車両費、 コンピュータ関係費	<u>××</u>	×××
3 諸税負担金		
(1) 租税公課	××	
(2) 消費税等	<u>××</u>	×××
4 事業費へ配賦		
(1) 販売費へ配賦	△××	
(2) 購買費へ配賦	△××	
(3) 金融費へ配賦	△××	
(4) 生産・加工費へ配賦	<u>△××</u>	<u>△×××</u>
一般管理費合計		×××
事業利益金額		×××
又は事業損失金額		(△×××)
(六 事業外費用の部)		
VII 事業外費用		
1 支払利息		××
2 為替差損		××
3 寄付金		××
4 創立費償却		××
5 繰延消費税等償却		××
6 貸倒引当金繰入		××
7 貸倒損失		××
8 雑損失		××
9 有価証券評価損	<u>××</u>	
事業外費用合計		×××
経常利益金額		×××
又は経常損失金額		(△×××)
(八 特別損失の部)		
VIII 特別損失		
1 固定資産売却損		××
2 固定資産除却損		××
3 固定資産圧縮損		××
4 災害による損失		××
5 前期損益修正損		××
6 減損損失		××
7 その他特別損失	<u>××</u>	
特別損失合計		×××
税引前当期純利益金額		×××
又は税引前当期純損失金額		(△×××)
IX 税等		
1 法人税等		××

2 法人税等調整額	××
税等合計	××
当期純利益金額	×××
又は当期純損失金額	(△×××)

(作成上の留意事項)

- (1) この様式は、経済事業を中心とした組合の場合の標準様式で事業別損益を表示することを目的としたものであり、費用配賦表により算出した部門別配賦経費の合計金額を、部門費に計上し、部門別の事業利益又は事業損失を表示している。利用分量配当を実施する場合には、この様式によることが望ましい。
- (2) 事業費と一般管理費を区分するに当たっては、事業費にはその事業を行うために要した直接経費を計上する。事業費と一般管理費との区分が明確でない費用や共通的な費用は、一定の基準を策定して可能な範囲で按分計上することが望ましい。按分することが困難な場合は、一般管理費に含めて処理しても差し支えない。
- (3) 教育情報事業賦課金の仮受経理をするためには、①教育情報事業に充てるための賦課金として賦課の際に他の賦課金と区別して徴収しており、かつ、②その教育情報事業が事業計画どおりに進捗せずに翌事業年度に繰り越されたため残額が生じたという条件に該当する場合に限り、当該残額を仮受賦課金として処理することができる。
- (4) 総額主義で表示するのが原則であるが、例えば懇親会費などで組合負担額のみを予算に計上しているときには、次の様式で費用の部に示すことができる。

懇親会費			
懇親会費用	150,000 円		
懇親会参加料	△ 50,000 円		
懇親会雑収入	△ 10,000 円	90,000 円	
- (5) 法人税等調整額は、税効果会計の適用により計上される当該事業年度にかかる法人税、住民税及び事業税の調整額を処理する。
- (6) 本様式は勘定式であるが、報告式によることができる。

中協法規則の損益計算書に関する規定

(通則)

第 96 条 各事業年度ごとに組合が作成すべき損益計算書等（損益計算書（法第 40 条第 2 項に規定する損益計算書をいう。以下この款及び第 11 節において同じ。）及び連結損益計算書をいう。以下同じ。）については、この款の定めるところによる。

(損益計算書等の区分)

第 97 条 損益計算書等は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。この場合において、各項目について細分することが適当な場合には、適当な項目に細分することができる。

- 一 事業収益
  - 二 賦課金等収入（法第 12 条第 1 項又は第 13 条の規定に基づき徴収したものをいう。以下同じ。）
  - 三 事業費用
  - 四 一般管理費
  - 五 事業外収益
  - 六 事業外費用
  - 七 特別利益
  - 八 特別損失
- 2 事業収益に属する収益は、売上高、受取手数料、受取施設利用料、受取貸付利息、受取保管料、受取検査料その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。
  - 3 賦課金等収入に属する収益は、賦課金収入、参加料収入、負担金収入その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。
  - 4 事業費用に属する費用は、売上原価、販売費、購買費、生産・加工費、運送費、転貸支払利息その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。
  - 5 一般管理費に属する費用は、人件費、業務費、諸税負担金その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。
  - 6 事業外収益に属する収益は、受取利息（法第 9 条の 2 第 1 項第二号若しくは第 9 条の 9 第 1 項第二号の事業又は共済事業として受け入れたものを除く。）、外部出資に係る出資配当金の受入額その他の

項目に細分しなければならない。

- 7 事業外費用に属する費用は、支払利息（法第9条の2第1項第二号若しくは第9条の9第1項第二号の事業又は共済事業として受け入れたものを除く。）、創立費償却、寄付金その他の項目に細分しなければならない。
- 8 特別利益に属する利益は、固定資産売却益、補助金収入（経常的経費に充てるべきものとして交付されたものを除く。）、前期損益修正益その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。
- 9 特別損失に属する損失は、固定資産売却損、固定資産圧縮損、減損損失、災害による損失、前期損益修正損その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。
- 10 第2項から前項までの規定にかかわらず、第2項から前項までに規定する各収益若しくは費用又は利益若しくは損失のうち、その金額が重要でないものについては、当該収益若しくは費用又は利益若しくは損失を細分しないこととすることができる。
- 11 組合又は連結組合が2以上の異なる種類の事業を行っている場合には、第1項第一号から第四号までに掲げる収益又は費用は、事業の種類ごとに区分することができる。
- 12 損益計算書等の各項目は、当該項目に係る収益若しくは費用又は利益若しくは損失を示す適当な名称を付さなければならない。

（事業総損益金額）

第98条 事業収益に賦課金等収入を加算して得た額から事業費用を減じて得た額（以下「事業総損益金額」という。）は、事業総利益金額として表示しなければならない。

2 組合又は連結組合が2以上の異なる種類の事業を行っている場合には、事業総利益金額は、事業の種類ごとに区分し表示することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、事業総利益金額が零未満である場合には、零から事業総利益金額を減じて得た額を、事業総損失金額として表示しなければならない。

（事業損益金額）

第99条 事業総損益金額（当該金額が2以上ある場合には、その合計額）から一般管理費の合計額を減じて得た額（以下「事業損益金額」という。）は、事業利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業損益金額が零未満である場合には、零から事業損益金額を減じて得た額を、事業損失金額として表示しなければならない。

（経常損益金額）

第100条 事業損益金額に事業外収益を加算して得た額から事業外費用を減じて得た額（以下「経常損益金額」という。）は、経常利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、経常損益金額が零未満である場合には、零から経常損益金額を減じて得た額を、経常損失金額として表示しなければならない。

（税引前当期純損益金額）

第101条 経常損益金額に特別利益を加算して得た額から特別損失を減じて得た額（以下「税引前当期純損益金額」という。）は、税引前当期純利益金額（連結損益計算書にあっては、税金等調整前当期純利益金額）として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、税引前当期純損益金額が零未満である場合には、零から税引前当期純損益金額を減じて得た額を、税引前当期純損失金額（連結損益計算書にあっては、税金等調整前当期純損失金額）として表示しなければならない。

（税等）

第102条 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額（連結損益計算書にあっては、税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額）の次に表示しなければならない。

一 当該事業年度（連結損益計算書にあっては、連結会計年度）に係る法人税等

二 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税等の調整額をいう。）

2 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、前項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した項目をもって表示するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合は、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

（当期純損益金額）

第103条 第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を減じて得た額（以下「当期純損益金額」という。）は、当期純利益金額として表示しなければならない。

一 税引前当期純損益金額

二 前条第二項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）において、還付税額があるときは当該還付税額

三 前条第一項各号に掲げる項目の金額

四 前条第二項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）において、納付税額があるときは、当



該納付税額

- 2 前項の規定にかかわらず、当期純損益金額が零未満である場合には、零から当期純損益金額を減じて得た額を、当期純損失金額として表示しなければならない。
- 3 連結損益計算書には、次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、当期純利益金額又は当期純損失金額の次に表示しなければならない。
  - 一 当期純利益として表示した額があるときは、当該額のうち非支配株主に帰属するもの
  - 二 当期純損失として表示した額があるときは、当該額のうち非支配株主に帰属するもの
- 4 連結損益計算書には、当期純利益金額又は当期純損失金額に当期純利益又は当期純損失のうち非支配株主に帰属する額を加減して得た額は、連結子会社等を有する組合の組合員に帰属する当期純利益金額又は当期純損失金額として表示しなければならない。

## 5. 費用配賦表様式例

### ① 費用配賦表様式例 1

事業に関する間接的な経費のみを各事業費に配賦し一般管理費を残す方法

#### 費用配賦表

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

科 目	金 額	配賦基準	一般管理費		共同生産事業		共同購買事業		共同金融事業		教育情報事業		〇〇事業	
			配賦率	金 額	配賦率	金 額	配賦率	金 額	配賦率	金 額	配賦率	金 額	配賦率	金 額
			%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円
役員報酬	×××	執務時間割合	××	×××	××	×××	××	××	××	××	××	××	××	××
職員給料	×××	同上	××	×××	××	×××	××	××	××	××	××	××	××	××
賞与	×××	同上	××	××	××	×××	××	××	××	××	××	××	××	××
雑給	×××	同上	××	××	××	×××	××	××	××	××	××	××	××	××
退職給与引当金繰入	×××	同上	××	××	××	×××	××	××	××	××	××	××	××	××
退職給与引当金戻入	△×××	〇〇〇	××	△××	××	△××	××	△××	××	△××	××	△××	××	△××
福利厚生費	×××	給料に比例	××	××	××	×××	××	××	××	××	××	××	××	××
退職給与金	×××	〇〇〇	××	××	××	×××	××	××	××	××	××	××	××	××
〇〇〇〇	×××	〇〇〇	××	××	××	×××	××	××	××	××	××	××	××	××
〇〇〇〇	×××	〇〇〇	××	××	××	×××	××	××	××	××	××	××	××	××
合 計	××××			×××		×××		×××		×××		×××		×××

### ② 費用配賦表様式例 2

事業に関する間接的な経費のみを各事業費に配賦する方法

#### 費用配賦表

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

科 目	金 額	配賦基準	共同生産事業		共同購買事業		共同金融事業		教育情報事業		〇〇事業	
			配賦率	金 額	配賦率	金 額	配賦率	金 額	配賦率	金 額	配賦率	金 額
			%	円	%	円	%	円	%	円	%	円
役員報酬	×××	執務時間割合	××	×××	××	××	××	××	××	××	××	××
職員給料	×××	同上	××	×××	××	××	××	××	××	××	××	××
雑給	×××	同上	××	×××	××	××	××	××	××	××	××	××
退職給与引当金繰入	×××	同上	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
退職給与引当金戻入	△×××	〇〇〇	××	△××	××	△××	××	△××	××	△××	××	△××
福利厚生費	×××	給料に比例	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
退職給与金	×××	〇〇〇	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
〇〇〇〇	×××	〇〇〇	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
〇〇〇〇	×××	〇〇〇	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
合 計	××××			×××		×××		×××		×××		×××

**(作成上の留意事項)**

- (1) 配賦基準は、人件費については実際担当者給与額、執務時間割合、平均賃率作業時間等により借地借家料は使用面積により、水道、電気、ガス代等は使用量により、事務消耗品等に関連する費用は人員割合又は執務時間割合により設定する方法があるが、組合の実態に即した合理的で妥当なものを選定する。
- (2) 費用配賦の簡便法として、間接的な経費の総額を事業別の売上高などを基準として配布することもできる。
- (3) 各科目の事業別合計額を一括して配賦事業費用として損益計算書に表示することもできる。

## 6. 製造原価報告書様式例

### 製 造 原 価 報 告 書

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

I	原 (材) 料 費		円
(1)	原 (材) 料 費		
	期首棚卸高	××	
	当期仕入高	<u>××</u>	
	計	×××	
	期末棚卸高	<u>△××</u>	×××
II	外注費		×××
III	労務費		
(1)	賃金	××	
(2)	給料手当	××	
(3)	賞与	××	
(4)	雑給	××	
(5)	退職給与引当金繰入	××	
(6)	福利厚生費	××	
(7)	退職給付費用	<u>××</u>	×××
IV	経費		
(1)	工場消耗品費	××	
(2)	不動産貸借料	××	
(3)	機械装置貸借料	××	
(4)	電力料	××	
(5)	燃料費	××	
(6)	水道料	××	
(7)	交際費	××	
(8)	旅費交通費	××	
(9)	通信費	××	
(10)	修繕費	××	
(11)	支払保険料	××	
(12)	租税公課	××	
(13)	減価償却費	××	
(14)	雑費	<u>××</u>	×××
	当期総製造費用		××××
	期首仕掛品たな卸高		<u>××</u>
	計		××××
	期末仕掛品たな卸高		<u>△××</u>
	当期製品製造原価		<u>××××</u>

#### (作成上の留意事項)

- (1) 加工又は工事原価の場合は、製造を加工又は工事と書き換えること。
- (2) 原料の場合は、原料とし、材料の場合は材料費とすること。
- (3) 外注費は買入部品費に類似するものは材料費の区分に含め、外注加工費の場合は経費に含めることができる。
- (4) 事業規模と内容により事業費については、直接的な科目を使用し、他の事業と共通的な事業費については、一般管理費に含めてもよい。
- (5) 製造、加工、工事等の事業費は、製造原価以外の事業費もあるので、事業別損益計算形式を採用する場合は、その事業の区分にこれら製造原価内容を記載し、製造原価報告書の作成にかえることができる。
- (6) 建設業に関しては「建設業法施行規則別記様式第 15 号及び第 16 号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件(昭和 57 年建設省告示 1660 号、最終改正平成 22 年 2 月 3 日国土交通省告示第 55 号)」により、別途「完成工事原価報告書」の作成とその基準が定められているので留意すること。

## 7. 剰余金処分案様式例

剰 余 金 処 分 案  
自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

		円
I 当期末処分剰余金（又は当期末処理損失金）		
1 当期純利益金額	××	
（又は当期純損失金額）	(△××)	
2 前期繰越剰余金	××	
（又は前期繰越損失金）	(△××)	
3 過年度税効果調整額	<u>××</u>	×××
II 組合積立金取崩額		
1 特別積立金取崩額	××	×××
III 剰余金処分量		
1 利益準備金	××	
2 教育情報費用繰越金	××	
3 組合積立金		
特別積立金	××	
〇〇周年記念事業積立金	××	
役員退職給与積立金	<u>××</u>	×××
4 出資配当金	××	
5 利用分量配当金		
共同購買事業配当金	××	
〇〇事業配当金	<u>××</u>	<u>×××</u>
IV 次期繰越剰余金		<u>×××</u>

**（作成上の留意事項）**

- (1) 利益準備金、教育情報費用繰越金、組合積立金のうち特別積立金は、当期純利益金額（繰越損失がある場合にはこれをてん補した後の金額）をもとに計上すること。
- (2) 出資配当及び利用分量配当は上記処分を行った後に行うこと。
- (3) 出資商工組合、企業組合、協業組合は、教育情報費用繰越金の処分はない。
- (4) 脱退者への中協法第20条による持分払戻しがあるときは、別に、脱退者持分払戻計算書を作成する。
- (5) 税効果会計を適用する最初の事業年度において、過年度に発生した一時差異等（繰延税金資産と繰延税金負債の差額）を処理する場合には、過年度税効果調整額として、当期末処分剰余金に表示する。

## 8. 損失処理案様式例

損 失 処 理 案  
自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

I	当期未処理損失金		円
1	当期純損失金額（又は当期純利益金額）	××	
2	前期繰越損失金（又は前期繰越剰余金）	<u>××</u>	×××
II	損失てん補取崩額		
1	組合積立金取崩額		
	特別積立金取崩額	××	
	〇〇周年記念事業積立金取崩額	××	
	役員退職給与積立金取崩額	<u>××</u>	××
2	利益準備金取崩額	××	
3	資本剰余金取崩額	××	<u>×××</u>
III	次期繰越損失金		<u>××</u>

**（作成上の留意事項）**

- (1) 中協法第 56 条による出資 1 口の金額の減少を行い生じた出資金減少差益（事業協同組合定款参考例第 57 条の減資差益）及び、持分計算の結果出資金に満たない額を払い戻したときに生じる出資金減少差益（同定款参考例第 14 条の減資差益）を、損失てん補に充てるときは、資本剰余金取崩額に表示する。なお、資本剰余金取崩額は、資本準備金項目である加入金、増口金及びその他資本剰余金項目である出資金減少差益、その他の資本剰余金項目に区分して表示することができる。
- (2) 当期未処理損失額が少なく、次期以降の利益で、てん補できる見込みのときは、次期以降へ繰越損失金として繰り越しても差し支えない。

## 中協法規則における剰余金処分案又は損失処理案に関する規定

(通則)

第106条 法第40条第2項の規定により各事業年度ごとに組合が作成すべき剰余金処分案又は損失処理案については、この款の定めるところによる。

2 当期末処分損益金額と組合積立金の取崩額の合計額が零を超える場合であって、かつ、剰余金の処分がある場合には、次条の規定により剰余金処分案を作成しなければならない。

3 前項以外の場合には、第108条の規定により損失処理案を作成しなければならない。

(剰余金処分案の区分)

第107条 剰余金処分案は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一 当期末処分剰余金又は当期末処理損失金

二 組合積立金取崩額(一定の目的のために設定した組合積立金について当該目的に従って取り崩した額を除く。以下同じ。)

三 剰余金処分量

四 次期繰越剰余金

2 前項第一号の当期末処分剰余金又は当期末処理損失金は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

一 当期純利益金額又は当期純損失金額

二 前期繰越剰余金又は前期繰越損失金

3 第1項第二号の組合積立金取崩額は、当該積立金の名称を付した項目に細分しなければならない。

4 第1項第三号の剰余金処分量は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

一 利益準備金

二 組合積立金

三 教育情報費用繰越金

四 出資配当金(法第59条第2項及び第3項に規定する払込済み出資の額に応じなされる配当金をいう。)

五 利用分量配当金

5 前項第二号の組合積立金は、当該積立金の名称を付した項目に細分しなければならない。

6 第4項第五号の利用分量配当金は、組合が2以上の異なる種類の配当を行う場合には、当該配当の名称を示した項目に細分しなければならない。

(損失処理案の区分)

第108条 損失処理案は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一 当期末処理損失金

二 損失てん補取崩額

三 次期繰越損失金

2 前項第一号の当期末処理損失金は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

一 当期純損失金額又は当期純利益金額

二 前期繰越損失金又は前期繰越剰余金

3 第1項第二号の損失てん補取崩額は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

一 組合積立金取崩額

二 利益準備金取崩額

三 資本剰余金取崩額

4 前項第一号の組合積立金取崩額は、当該積立金の名称を付した項目に細分しなければならない。

## 9. 監査報告書様式例

### 監 査 報 告 書

中協法第 40 条第 5 項により、組合から受領した第〇期財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案（損失処理案）及び事業報告書を監査した。

#### 1 監査方法の概要

決算関係書類及び事業報告書の監査のため、会計に関する帳簿、書類を閲覧し、計算書類について検討を加え、必要な実査、立会、照合及び報告の聴取、理事会議事録の閲覧、重要な事業の経過報告の聴取その他通常とるべき必要な方法を用いて調査した。

#### 2 監査結果の意見

- (1) 財産目録、貸借対照表、損益計算書は、組合の財産及び損益の状況のすべての重要な点において適正に表示している。
- (2) 剰余金処分案（損失処理案）は法令及び定款に適合している。
- (3) 事業報告書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示している。

#### 3 追記情報（決算関係書類について記載すべき事項がある場合）

令和 年 月 日

〇 〇 組 合  
監事〇〇〇〇

#### （作成上の留意事項）

- (1) 監査権限定組合（監事の監査の範囲が会計に関するものに限定されている組合）の監事は、事業報告書及び理事会議事録、重要な事業の経過報告に関する記載を削除し、下記例のように事業報告書を監査する権限のないことを監査報告書の前文に追加記載する。  
「なお、当組合の監事は、定款第〇条（監事の職務）に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告書を監査する権限を有していない。」
- (2) 「2. 監査結果の意見」については、(1)～(3)のほか、剰余金処分案（損失処理案）が組合の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるとき、又は理事の職務の遂行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その旨を追加記載する。
- (3) 「3. 追記情報」は決算関係書類について記載すべき事項がある場合に設け、正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であって、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項や決算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項を記載する。
- (4) 監査の日付は、特定理事に監査報告を通知した日を記載する。
- (5) 署名は、監事が複数いる場合には監事全員とする。
- (6) 「中小企業等協同組合法第 40 条第 5 項により」の部分で協業組合の場合は、「中小企業団体の組織に関する法律第 5 条の 23 第 3 項において準用する中小企業等協同組合法第 40 条第 5 項により」と、商工組合（非出資商工組合を含む）の場合は、「中小企業団体の組織に関する法律第 47 条第 2 項において準用する中小企業等協同組合法第 40 条第 5 項により」と、商店街振興組合の場合は、「商店街振興組合法第 53 条第 5 項により」と書き換える。

## 監事についての中協法規則の規定

(監事の決算関係書類に係る監査報告の内容)

第 115 条 監事は、決算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

- 一 監事の監査の方法及びその内容
  - 二 決算関係書類(剰余金処分案又は損失処理案を除く。)が当該組合又は中央会の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
  - 三 剰余金処分案又は損失処理案が法令又は定款に適合しているかどうかについての意見
  - 四 剰余金処分案又は損失処理案が当該組合又は中央会の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるときは、その旨
  - 五 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
  - 六 追記情報
  - 七 監査報告を作成した日
- 2 前項第六号に規定する追記情報とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は決算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。
- 一 正当な理由による会計方針の変更
  - 二 重要な偶発事象
  - 三 重要な後発事象

(監事の事業報告書に係る監査報告の内容)

第 116 条 監事は、事業報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

- 一 監事の監査の方法及びその内容
  - 二 事業報告書が法令又は定款に従い当該組合又は中央会の状況を正しく示しているかどうかについての意見
  - 三 当該組合又は中央会の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
  - 四 監査のため必要な監査ができなかったときは、その旨及びその理由
  - 五 監査報告を作成した日
- 2 前項の規定にかかわらず、監査権限定組合(法第 27 条第 8 項に規定する組合をいう。)の監事は、前項各号に掲げる事項に代えて、事業報告書を監査する権限がないことを明らかにした監査報告を作成しなければならない。

(監事の監査報告の通知期限等)

第 117 条 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、第 115 条第 1 項及び前条第 1 項に規定する監査報告の内容を通知しなければならない。

- 一 決算関係書類及び事業報告書の全部を受領した日から 4 週間を経過した日
  - 二 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日
- 2 決算関係書類及び事業報告書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第 1 項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、決算関係書類及び事業報告書については、監事の監査を受けたものとみなす。
- 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
- 一 第 1 項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知を受ける者として定められた者
  - 二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき決算関係書類及び事業報告書の作成に関する業務を行った理事
- 5 第 1 項及び第 3 項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
- 一 第 1 項の規定による通知をすべき監事を定めた場合 当該通知をすべき者として定められた者
  - 二 前号に掲げる場合以外の場合 すべての監事



# 10. 事業計画様式例

事業計画書  
 自 令和 年 月 日  
 至 令和 年 月 日

## I 事業計画

### 1. 共同購買に関する事業

この事業は、組合員が需要する次の製品の全需要数量（又は全需要数量の〇%）を組合員から委託を受けて、組合が購買することにより実施する。

	購買量	販売高	手数料率	手数料高
A品	〇〇 個	〇〇〇 円	〇個につき 〇円	〇〇円
B品	〇〇 ダース	〇〇〇 円	〇ダースにつき 〇円	〇〇円
C品	〇〇 kg	〇〇〇 円	〇kgにつき 〇円	〇〇円

### 2. 共同販売に関する事業

この事業は、組合員が生産する次の製品の全生産数量（又は全生産数量の〇%）を組合員から委託を受けて、組合が必要先に販売することにより実施する。

	販売量	販売高	手数料率	手数料高
A品	〇〇 個	〇〇〇 円	〇個につき 〇円	〇〇円
B品	〇〇 ダース	〇〇〇 円	〇ダースにつき 〇円	〇〇円
C品	〇〇 kg	〇〇〇 円	〇kgにつき 〇円	〇〇円

### 3. 共同生産、共同加工に関する事業

この事業は、組合員が事業に必要とする次の品目を組合員の委託を受けて、組合の施設において生産（加工）し、組合員に供給することにより実施する。

	生産（加工）量	販売高	手数料率	手数料高
A品	〇〇 個	〇〇〇 円	〇個につき 〇円	〇〇円
B品	〇〇 台	〇〇〇 円	〇台につき 〇円	〇〇円
C品	〇〇 kg	〇〇〇 円	〇kgにつき 〇円	〇〇円

### 4. 共同保管に関する事業

この事業は、組合員の事業に関する製品を組合の倉庫に保管し、組合員の倉庫保管料の経費節減を図ることにより実施する。

取扱品目            A品、B品、C品  
 年間保管量        〇〇トン  
 保管手数料        〇〇円

## 5. 共同検査に関する事業

この事業は、組合員の生産する製品に対する信用の増大を図るため、次の製品に対して組合員の委託を受けて、製品の品質（規格）の抜取（全数）検査をすることにより実施する。

	検査数量	手数料率	手数料高
A品	〇〇 個	〇個につき 〇円	〇〇円
B品	〇〇 ダース	〇ダースにつき 〇円	〇〇円
C品	〇〇 kg	〇kgにつき 〇円	〇〇円

## 6. 事業資金の貸付けに関する事業

この事業は、組合員に転貸する資金を商工中金、〇〇信用組合、〇〇銀行から借り入れ、組合員に対して事業資金を貸し付けることにより実施する。

資金量	〇〇〇円
貸付利息	年利 〇%
転貸手数料	年利 〇%
1件当たり貸付期間	〇か月
1件当たり最高貸付額	〇〇円

## 7. 教育及び情報の提供に関する事業

この事業は、組合員等に対し経営管理及び生産技術の向上を図るため、次の研修会（講習会、講演会）並びに情報提供をすることにより実施する。

なお、この事業は教育情報事業賦課金収入により運営する。

### (1) 講習会、研究会の開催

①組合員の事業経営に関する講習会に専門家を招聘して、年〇回開催する。

②組合員の雇用する従業員に対して〇〇技術の向上を図るため専門家を招聘して年〇回研究会を開催する。

### (2) 情報提供

組合員の取り扱う製品の市況の情報収集及び交換のため月〇回A4判〇頁程度の情報誌を発行する。

## II 諸会議の開催

1. 総会 〇年〇月下旬に〇〇〇にて開催予定
2. 理事会 共同事業の進捗状況を見据えて、おおむね四半期に1回程度開催
3. 委員会 共同事業の円滑な実施を図るため、〇〇委員会を随時開催

# 11. 収支予算(見積損益計算書)様式例

## ① 収支予算(見積損益計算書)様式例 1

一般的な標準様式

### 収支予算(見積損益計算書)

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

収	入	の	部
	(円)		
I 事業収入			
売上高	××××		
受取購買手数料	×××	取扱高〇〇〇円に対し〇%	
受取販売手数料	×××	取扱高〇〇〇円に対し〇%	
受取受注手数料	×××	取扱高〇〇〇円に対し〇%	
受取斡旋手数料	×××	取扱高〇〇〇円に対し〇%	
受取貸付利息	×××	資金量〇〇〇円 年利〇%	
受取保証料	×××	資金量〇〇〇円 年利〇%	
受取加工料	×××	取扱高〇〇〇円に対し〇%	
受取運送料	×××	取扱高〇〇〇円に対し〇%	
受取検査料	×××	取扱高〇〇〇円に対し〇%	
受取保管料	×××	取扱高〇〇〇円に対し〇%	
受取施設利用料	×××	取扱高〇〇〇円に対し〇%	
教育情報事業賦課金収入	×××	組合員1人月額〇〇〇円 〇〇人 〇か月分	
教育情報費用繰越金取崩	×××		
仮受賦課金戻入	×××		
〇 〇 〇 〇	×××		
事業収入計	××××		
II 賦課金等収入			
賦課金収入	×××	組合員1人月額〇〇〇円 〇〇人 〇か月分	
特別賦課金収入	×××	組合員1人月額〇〇〇円 〇〇人 〇か月分	
参加料収入	×××		
負担金収入	×××		
〇 〇 〇 〇	×××		
賦課金等収入計	××××		
III 事業外収入			
事業外受取利息	×××		
加入手数料収入	×××		
雑収入	×××		
〇〇引当金戻入	×××		
〇 〇 〇 〇	×××		
事業外収入計	×××		
IV 〇〇周年記念事業積立金取崩	×××		
合 計	××××		

支 出 の 部		円 (千円)	
I	事業費		
	売上原価	××××	
	購買事業費	×××	
	販売事業費	×××	
	受注事業費	×××	
	金融事業費	×××	
	運送事業費	×××	
	教育情報事業費	××××	
	福利厚生事業費	×××	
	〇〇周年記念事業費	×××	
	〇〇〇〇	×××	
	事業費計	××××	
II	一般管理費		
	人件費		
	役員報酬	×××	〇人 月額〇〇〇円 〇〇か月分
	職員給料	×××	〇〇人 月額〇〇〇円 〇〇か月分
	福利厚生費	×××	月額〇〇〇円 〇〇か月分
	退職金共済掛金	×××	月額〇〇〇円 〇〇か月分
	退職給与引当金繰入	×××	〇〇人 職員給料手当総額の〇〇分の〇
	役員退職金	×××	
	役員退職給与積立金取崩	△×××	
	業務費		
	教育研究費	×××	月額〇〇〇円 〇〇か月分
	新聞図書費	×××	月額〇〇〇円 〇〇か月分
	旅費交通費	×××	月額〇〇〇円 〇〇か月分
	通信費	×××	月額〇〇〇円 〇〇か月分
	器具備品費	×××	月額〇〇〇円 〇〇か月分
	印刷費	×××	月額〇〇〇円 〇〇か月分
	会議費	×××	総会〇〇〇円 理事会〇〇〇円〇回分 委員会〇〇〇円〇回分
	交通費	×××	月額〇〇〇円 〇〇か月分
	関係団体負担金	×××	中央会等関係団体に対する会費
	支払保険料	×××	月額〇〇〇円 〇〇か月分
	賃借料	×××	月額〇〇〇円 〇〇か月分
	水道光熱費	×××	月額〇〇〇円 〇〇か月分
	修繕費	×××	月額〇〇〇円 〇〇か月分
	減価償却費	×××	事務用機械〇〇〇円の定率(定額)償却
	〇〇〇〇	×××	
	雑費	×××	
	諸税負担金	×××	
	租税公課	×××	
	消費税等	×××	
	一般管理費計	××××	
III	事業外費用		
	事業外支払利息	×××	
	雑損失	×××	
	貸倒引当金繰入	×××	
	〇〇〇〇	×××	
	事業外費用計	××××	
IV	予備費	×××	
	合計	××××	

(作成上の留意事項)

- 経済情勢の変化その他の事由により、当初予算に著しい変更を要するに至ったときには、総会(総代会)の承認を得て追加(更正)することとし、その場合には、当初予算と更正予算を対比させ、かつ、その増減額並びにその事由を記載するようにする。
- 金額の表示は別に「前年度決算額」の欄を設け、本年度予算額と対比させることができる。

② 収支予算（見積損益計算書）様式例 2

事業別の損益計算書の様式に準じた様式

収支予算（見積損益計算書）

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

(円)

(三 事業費用の部)			(一 事業収益の部)		
I 販売事業費用			I 販売事業収益		
1 売上原価			1 売上高		
(1) 期首棚卸高	××		(1) 外部売上高	××	
(2) 当期仕入高	××		(2) 組合員売上高	××	
(3) 期末棚卸高	<u>△××</u>	××	(3) 受取手数料	<u>××</u>	×××
2 販売費			2 その他販売収益		
(1) 配賦経費	××		(1) 販売雑収入	××	
(2) 手形売却損	××		(2) ○○○収入	<u>××</u>	<u>×××</u>
(3) 貸倒引当金繰入	<u>××</u>	<u>×××</u>	計		×××
3 差額		<u>××</u>	II 購買事業収益		
計		×××	1 売上高		
II 購買事業費用			(1) 組合員売上高	××	
1 売上原価			(2) 外部売上高	××	
(1) 期首棚卸高	××		(3) 受取手数料	<u>××</u>	×××
(2) 当期仕入高	××		2 その他購買収益		
(3) 期末棚卸高	<u>△××</u>	×××	(1) 購買雑収入	××	
2 購買費			(2) ○○○収入	<u>××</u>	<u>×××</u>
(1) 配賦経費	××		計		×××
(2) 手形売却損	××		III 金融事業収益		
(3) 貸倒引当金繰入	<u>××</u>	<u>××</u>	1 受取貸付利息	××	
3 差額		<u>××</u>	2 受取貸付手数料	<u>××</u>	×××
計		×××	3 その他金融収益		
III 金融事業費用			(1) 金融受取利息	××	
1 転貸支払利息	<u>××</u>	××	(2) ○○○収入	<u>××</u>	<u>×××</u>
2 金融費			計		×××
(1) 担保設定料	××		IV 生産・加工事業収益		
(2) 配賦経費	××		1 売上高		
(3) 金融支払利息	××		(1) 外部売上高	××	
(4) 貸倒引当金繰入	<u>××</u>	<u>××</u>	(2) 組合員売上高	××	
3 差額		<u>××</u>	(3) 受取手数料	<u>××</u>	××
計		×××	2 その他生産・加工収益		
IV 生産・加工事業費用			(1) 生産・加工雑収入	××	
1 売上原価			(2) ○○○収入	<u>××</u>	<u>×××</u>
(1) 期首棚卸高	××		計		×××
(2) 当期製品製造原価	××		V その他事業収益		
(3) 期末棚卸高	<u>△××</u>	×××	1 受取施設利用料		××
2 生産・加工費			2 受取保管料		××
(1) 配賦経費	××		3 受取検査料		××

(2) ○○○費	××	
(3) 貸倒引当金繰入	<u>××</u>	×××
3 差額		<u>××</u>
計		×××
V その他事業費用		
1 施設事業費		××
2 保管事業費		××
3 検査事業費		××
4 運送事業費		××
5 教育情報事業費		××
6 研究開発事業費		××
7 福利厚生事業費		××
8 ○周年記念事業費		××
9 貸倒引当金繰入		<u>××</u>
計		<u>×××</u>

施設費、保管費、検査費、運送費、教育情報費、研究開発費、組合員福利厚生費、○周年記念事業費には、配賦経費の配賦を行わない方法を選択した。

事業費用合計 ×××

(四 一般管理費の部)

VI 一般管理費

1 人件費

(1) 役員報酬	××	
(2) 職員給料	××	
(3) 福利厚生費（法定福利費、厚生費）		××
(4) 退職金、退職金共済掛金	××	
(5) 退職給与引当金繰入	××	
(6) 退職給与引当金戻入	××	
(7) 役員退職金	××	
(8) 役員退職給与積立金取崩		<u>××</u> ×××

2 業務費

(1) 教育研究費、研究開発費、新聞図書費		××
(2) 旅費交通費、通信費		××
(3) 会議費 （総会費、理事会費、部・委員会費、 支部会議費）		××
(4) 消耗品費、事務用品費、印刷費、 器具備品費		××

4 受取運送料		<u>××</u>
5 教育情報賦課金収入		××
6 教育情報費用繰越金取崩		××
7 仮受賦課金繰入・戻入		××
8 福利厚生事業収入		××
9 ○周年記念事業積立金取崩		<u>××</u>
計		<u>×××</u>

事業収入合計 ×××

(二 賦課金等収入の部)

VI 賦課金等収入

1 賦課金収入（平等割）		××
2 賦課金収入（差等割）		××
3 特別賦課金等収入		××
4 参加料収入		××
5 負担金収入		<u>××</u>

賦課金等収入合計 ×××

(五 事業外収入の部)

VII 事業外収益

1 受取利息		××
2 受取外部出資配当金		××
3 為替差益		××
4 協賛金収入		××
5 加入手数料収入		<u>××</u>

事業外収入合計 ×××

収入合計 ××××

(5) 賃借料、支払家賃、支払保険料、 水道光熱費、修繕費、車両費、 コンピュータ関係費	<u>××</u>	×××
3 諸税負担金		
(1) 租税公課	××	
(2) 消費税等	<u>××</u>	×××
4 事業費へ配賦		
(1) 販売費へ配賦	△××	
(2) 購買費へ配賦	△××	
(3) 金融費へ配賦	△××	
(4) 生産・加工費へ配賦	<u>△××</u>	<u>△×××</u>
一般管理費合計		<u>×××</u>
(六 事業外支出の部)		
VII 事業外費用		
1 支払利息		××
2 為替差損		××
3 寄付金		××
4 創立費償却		××
5 ○○○		<u>××</u>
事業外支出合計		<u>×××</u>
(七 予備費支出の部)		
VIII 予備費		
1 費用支出予定		××
2 法人税等支出予定		××
3 留保予定		××
4 出資配当予定		<u>××</u>
予備費支出合計		<u>×××</u>
支出合計		<u>××××</u>

(作成上の留意事項)

- (1) この様式は、事業間接費を各事業へ賦課する場合の標準様式である。
- (2) 予算費の内訳は、借入金の返済原資として、留保を予定する場合に記載する。

## 12. 資金計画表様式例

資 金 計 画 表  
 自 令和 年 月 日  
 至 令和 年 月 日

資金運用		資金調達	
		(円)	
1	固 定 資 産 投 資	× × × ×	1 増 資
2	借 入 金 返 済	× × × ×	2 必 要 利 益
3	配 当 金	× × ×	3 減 価 償 却 費
4	○ ○ ○	× × ×	4 借 入 金
5	○ ○ ○	× × ×	5 ○ ○ ○
6	差引運転資金（資本）の増減	× × ×	6 ○ ○ ○
合 計		× × × ×	合 計
		× × × ×	× × × ×



## 13. 通常総会議事録様式例

### 第〇回 通常総会議事録

- 1 招集年月日 令和〇〇年〇月〇日
- 2 開催日時 令和〇〇年〇月〇日 午前（後）〇時〇〇分
- 3 開催場所 埼玉県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号「〇〇〇〇」
- 4 理事・監事の数 理事〇人 監事〇人
- 5 出席理事・監事の数 理事〇人（内××出席〇人） 監事〇人（内××出席〇人）

【※（ ）内の内訳には当該場所に存しない役員の出席方法を記載する。具体的には、書面又は電磁的方法（テレビ電話、電子会議等）が想定される】

- 6 組合員総数 〇〇人
- 7 出席組合員数 〇〇人（本人出席〇人、委任状出席〇人、書面出席〇人、web出席〇人）
- 8 出席理事の氏名 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇

【※人数が多いときは、「文末の記名押印理事のとおり」と記載してもよい】

- 9 出席監事の氏名 〇〇〇〇
- 10 議長の氏名 〇〇〇〇
- 11 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 〇〇〇〇

【※一般的には理事長・専務理事又は議長等】

#### 12 議長選任の経過

定刻に至り、司会者〇〇〇〇開会を宣し、本日の通常総会は定足数を満たしたので有効に成立した旨を告げた。続いて、理事長〇〇〇〇より挨拶が行われたのち、司会者は議長選任について諮ったところ、満場一致で司会者一任と決し、よって議長に〇〇〇〇が選任された。同氏これを承諾して議長席につき議案の審議に入った。

- 13 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
- 14 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

【※監事の権限を会計監査のみに限定した場合に記載。なお、監事に業務監査権限を付与した組合は下記のとおり記載】

(14 監事が、総会において監事の選任、解任もしくは辞任について述べた意見、総会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要)

#### 第1号議案 令和〇〇年度事業報告承認の件

議長は本件に関し、〇〇〇〇に説明報告を求め、その内容について詳細に朗読説明させ、これを議場に諮ったところ、満場一致で承認した。

#### 第2号議案 令和〇〇年度決算関係書類承認の件

議長は本件に関し、〇〇〇〇に説明報告を求め、同氏によりその内容について詳細に朗読説明がなされた。次いで、監事〇〇〇〇より令和〇〇年〇月〇〇日詳細に監査したところ証ひょう書類及び決算関係書類は、全て正確である旨、監査報告がなされ、また、本決算案にも同意する旨の発言があった。議長は、これを議場に諮ったところ、満場一致で承認した。

#### 第3号議案 令和〇〇年度事業計画決定の件

議長は本件に関し、〇〇〇〇に原案説明を求め、その内容について詳細に朗読説明させ、これを議場に諮ったところ、満場一致で原案どおり可決決定した。

第4号議案 令和〇〇年度収支予算並びに経費の賦課及び徴収方法決定の件

議長は本件に関し、〇〇〇〇に原案説明を求め、その内容について詳細に朗読説明させ、これを議場に諮ったところ、満場一致で原案どおり可決決定した。

第5号議案 令和〇〇年度借入金残高の最高限度額決定の件

議長は本件に関し、〇〇〇〇に原案説明を求め、同氏により本年度の組合における借入金残高の最高限度を〇〇〇円としたい旨を述べ、これを議場に諮ったところ、満場一致で原案どおり可決決定した。

又は（借入れを行わない場合は下記のとおり記載）

第5号議案 令和〇〇年度借入金残高の最高限度額決定の件

議長は本件に関し、〇〇〇〇に原案説明を求め、同氏により本年度は借入れを行わないものとした旨を述べ、これを議場に諮ったところ、満場一致で原案どおり可決決定した。

第6号議案 手数料の最高限度決定の件

議長より原案として、本年度の組合における手数料は扱い高の〇〇%と定めたい旨を述べ、これを議場に諮ったところ、全員賛成し、なお、実際の徴収にあたっては、この範囲内において理事会に一任することに可決決定した。

定款変更を行う場合

第7号議案 定款一部変更の件

議長は本件に関し、〇〇〇〇に説明を求め、変更理由について詳細に説明がなされたのち、これを議場に諮ったところ、現定款第〇〇条（〇〇）、第〇〇条（〇〇〇〇〇）を別紙書面のとおりに改めることに全員異議なく可決決定した。

役員選挙がある場合（指名推選制）

第8号議案 役員選挙の件

議長は、本組合の全役員の任期は定款の規定により令和〇〇年〇月〇日（本日の通常総会の終結時）をもって任期満了し退任する（退任した）ので、その後任者を選出する必要がある旨説明し、役員を選出をどのような方法によるべきか議場に諮ったところ、満場一致をもって指名推選制をとることに決定した。続いて議長は、指名推選制による選考委員の選出方法を諮ったところ全員異議なく議長一任と決した。

よって議長は選考委員として〇〇〇〇、〇〇〇〇の〇人を指名し、選考委員によって理事〇人以上〇人以内、監事〇人の選考に入る。選考の結果、次の者が選考委員の指名推選した理事及び監事の氏名である旨、選考委員〇〇〇〇より発表し、議長はこれを議場に諮ったところ全員異議なく賛成し、これを当選者と可決決定した。

なお、当選者はそれぞれその就任を承諾した。

（また、定款変更に伴う増員分理事については、定款変更認可書到達の日に就任する旨了承した。）

理 事 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
（増員分理事〇〇〇〇）  
監 事 〇〇〇〇

議長は、これをもって本総会提出議案全部の審議終了した旨を告げ、議長席を退き、午前（後）〇時〇〇分閉会した。

本総会の議事を明確にするため、議長及び出席理事全員で次のとおり記名押印する。

令和〇〇年〇月〇〇日

〇〇〇〇 協同組合 第〇回通常総会

議長理事    〇   〇   〇   〇

出席理事    〇   〇   〇   〇

同            〇   〇   〇   〇

同            〇   〇   〇   〇

## 14. 理事会議事録様式例

【※監事の権限を会計監査のみに限定している場合】

### 理 事 会 議 事 録

- 1 招集年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 開催日時 令和〇〇年〇月〇日 午後〇時〇〇分
- 3 開催場所 埼玉県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号「〇〇〇〇」
- 4 理事・監事の数 理事〇人 監事〇人
- 5 出席理事・監事の数 理事〇人（内××出席〇人） 監事〇人（内××出席〇人）  
【※（ ）内の内訳には当該場所に存しない役員の出席方法を記載する。具体的には、書面又は電磁的方法（電子メール、ウェブサイト、CD-ROM）、テレビ会議等）が想定される】
- 6 出席理事の氏名 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
【※人数が多いときは、「文末の記名押印理事のとおり」と記載してもよい】
- 7 出席監事の氏名 〇〇〇〇 【※欠席の場合⇒出席監事はいない】
- 8 出席組合員の氏名 〇〇〇〇 【※通常の場合⇒出席組合員はいない】
- 9 議長の氏名 〇〇〇〇
- 10 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名  
【※該当者がいる場合⇒第〇号議案について〇〇〇〇】  
【※該当者がいない場合⇒該当する理事はいない】
- 11 議事経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
- 12 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の概要  
【※出席組合員がいない場合⇒該当なし】
- 13 組合と取引をした理事の報告の内容の概要  
【※当該取引がない場合⇒該当なし】
- 14 その他（理事会が招集権者以外の理事又は組合員により招集された場合は、その旨）  
【※通常は招集権者（一般的に理事長）が招集するため⇒該当なし】

定刻に至り、〇〇〇〇選ばれて議長席につき、理事会開会を宣し議事に入る。

議 案 理事長及び専務理事選定の件

互選の結果、次の者が理事長及び専務理事に選定され、それぞれその就任を承諾した。

理 事 長 〇〇〇〇

専務理事 〇〇〇〇

なお、本組合を代表する理事は、定款の規定により理事長であることも全員確認した。

以上で、午前（後）〇時〇分理事会を終了する。

本理事会の議事を明確にするため、議長及び出席理事全員で次のとおり記名押印する。

令和〇〇年〇月〇〇日

〇〇〇〇 協同組合 理事会

議長理事    〇   〇   〇   〇

出席理事    〇   〇   〇   〇

同            〇   〇   〇   〇

同            〇   〇   〇   〇

※出席監事   〇   〇   〇   〇

【※監事の権限が会計監査に限定されている場合（業務監査権限を付与していない場合）、理事長が監事に対して理事会招集通知を発する業務や監事の理事会出席及び議事録署名・押印業務は課されていませんが、実際に監事が理事会へ出席した場合には、中協法施行規則上にその旨の規定がないことから、理事会議事録への署名・押印義務等が課されることとなります】

【※上記「監査権限限定組合」には、組合員に理事会招集請求権等、監事の業務監査権限に相応する権限が付与され、その権限強化が図られています】

【※冒頭記載事項のうち、7、8、10、12、13、14が該当なしの場合、当該事項そのものを削除してもよい。5の（ ）内も同様】

「中小企業等協同組合会計基準」

全国中小企業団体中央会編

第一法規株式会社

より抜粋

埼玉県中小企業団体中央会

【本部／組合支援部】〒330-8669 さいたま市大宮区桜木町 1-7-5  
(ソニックシティビル 9F)

TEL : 048-641-1315 FAX : 048-644-8065

【春日部支所】〒344-0064 春日部市南 1-1-7  
(東部地域振興ふれあい拠点施設 5F)

TEL : 048-872-6570 FAX : 048-872-6571

【川越支所】〒350-1124 川越市新宿町 1-17-17  
(ウエスタ川越公共施設棟 5F)

TEL : 049-293-2911 FAX : 049-293-2912

【熊谷支所】〒360-0041 熊谷市宮町 2-39 (熊谷市立商工会館 1F)

TEL : 048-523-0075 FAX : 048-523-0074